

令和6年度重層的支援体制整備事業の取組について

1 寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議設置要綱

- 寝屋川市の重層事業を推進するための会議体を設置。
- 重層事業の計画的な実施、推進を図るために意見交換等を行い、趣旨を関係部局に浸透させる。また、市内における取組や体制についての協議並びに取組方針の検討や進捗状況の報告を行う。

議 長	福祉部長
メンバー	別表に掲げる課等の長
開催頻度	年1回程度

- 重層推進員の配置

別表に掲げる課等の各所属における重層事業の実務の中核を担う者として重層推進員を配置する。重層推進員は、次の役割を果たし重層事業の円滑な実施、関係部署・機関との連携を図る。

役割	① 相談事案のうち、重層ケースとするかどうかの判断 ② 重層的支援会議/支援会議への参加 ③ 重層推進員の同士の意見交換、情報共有
配 置	別表に掲げる課等のうち、所属長が指名する者

<別表>

寝屋川市	危機管理部	監察課、消費生活センター
	市民サービス部	市民サービス部課（総務・窓口・広聴担当） 市民サービス部課（徴収・納付担当）
	市民活動部	市民活動振興室
	環境部	環境総務課
	健康部	保健総務課、保健予防課、健康づくり推進課
	福祉部	福祉総務課、保護課、高齢介護室、障害福祉課
	こども部	こどもを守る課、子育て支援課 子育てリフレッシュ館、保育課
	上下水道局	経営総務課
	教育委員会事務局	学務課、教育指導課、社会教育推進課
社会福祉協議会		地域福祉課（依頼により出席者としてすることができる）

2 寝屋川市重層的支援会議に関する要綱

- 社会福祉法第106条の4第2項第5号に規定する多機関協働事業の取組として、本人同意を得たケースに関して支援プランの協議等を行う重層的支援会議に関し必要な事項を定める。

重層的支援会議	
進 行	福祉総務課 ※ケース検討における取りまとめは社会福祉協議会が担う
出席者	市、社会福祉協議会、支援対象者の支援に関連のある部署及び関係機関等
開催頻度	月1回程度（案件の有無により開催時期検討）
目的・役割	・多機関協働マネージャーが提案するプランの適切性の協議 ・プラン終結時の評価 ・社会資源の把握と開発に向けた検討